

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局 ・ 会 計 局

目 次

	ページ
1 国庫補助金の収入漏れについて	1

1 国庫補助金の収入漏れについて

令和6年度国土交通省所管補助金の手続において、県の事務処理の不備により、国庫補助金を収入できなくなったことについて、調査等を行い、判明した事実や発生要因、再発防止策等を別紙のとおりまとめたので報告する。

別紙 国庫補助金の収入漏れに関する報告書

別紙

国庫補助金の収入漏れに関する報告書

令和 7 年 9 月 25 日

神奈川県

目 次

1	収入できなかった国庫補助金の概要	1
2	判明した経緯等	1
3	実施した調査等	1
(1)	原因説明調査	1
(2)	事務処理の再点検	1
(3)	過去の収入未済事案の確認調査	2
4	判明した事実及び発生要因	2
(1)	判明した事実関係	2
(2)	発生の要因	3
5	再発防止策	3
(1)	チェック体制の構築	4
(2)	職員の支援体制の構築	4
(3)	適切に事務執行できる体制づくり	5
(4)	人員体制の検討	5

国庫補助金の収入漏れについて

令和 6 年度国土交通省所管補助金の手続において、県の事務処理の不備により、国庫補助金を収入できなくなったことについて、調査等を行ったので、その結果及び再発防止策について報告する。

1 収入できなかった国庫補助金の概要

令和 6 年度 防災・安全交付金 1 億 3,255 万 2,000 円

(令和 5 年度からの明許繰越分)

県管理道路の歩道整備や道路照明灯、防護柵などの交通安全施設の設置等に対する補助金

2 判明した経緯等

令和 7 年 5 月 12 日、県が国費として見込んでいた収入額と、国の官庁会計システム（以下、ADAMS という。）の支出額に差が生じたため、確認したところ、国の事務処理期限（3 月 31 日）までに、県が必要な処理を行っていなかったことが判明し、同月 30 日に公表した。

3 実施した調査等

(1) 原因説明調査

本件に関与した令和 7 年 3 月当時の職員への聞き取り調査等を行い、原因の解明を進めながら、所属や各職員の責任の所在について、調査を行った。

(2) 事務処理の再点検

- 今回の事案に関連する書類について、執務室内に存在しないか搜索したほか、補助金関連の書類の提出先である会計検査院へ出向き、搜索を実施した。

これらの結果、他の書類へ紛れ込み等が無かったことを改めて確認した。

- 国からの法定受託事務として県職員が行う、国庫補助金の支出手続について、事務の流れを再点検し、授受する書類の種類やチェック方法を確認する中で、課題の洗い出しを行った。

(3) 過去の収入未済事案の確認調査

県の会計システムと ADAMS のデータを基に、過去に同様の事案が発生していなかったか、全庁調査を実施した。

ア 調査対象

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の一般会計、特別会計の国庫補助金

イ 調査対象期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

ウ 調査方法

会計局会計課において、国の出納閉鎖前に ADAMS から出力した「支出決定未済一覧」の中で、支出決定未済となっている部分について事業所管課へ照会し、最終的に繰越額となったのか、不用額となったのかを確認することにより、収入漏れがなかったか調査を行った。

エ 調査の結果

令和 2 年度から令和 6 年度まで、調査対象（2,706 件）のすべての省庁の国庫補助金について、本事案を除き、収入漏れはなかった。

＜調査を実施した年度ごとの対象件数＞

年度	内閣府	総務省	文科省	厚労省	農水省	国交省	環境省	防衛省	計
R2	0	0	128	195	11	168	6	0	508
R3	1	0	114	200	10	205	5	0	535
R4	1	0	96	209	11	229	5	0	551
R5	32	0	102	156	15	240	5	0	550
R6	37	0	104	151	15	248	7	0	562
計	71	0	544	911	62	1090	28	0	2706

※債主が「神奈川県」となっている支出負担行為の件数

4 判明した事実及び発生要因

(1) 判明した事実関係

ア 書類の紛失

- ・ 県土整備局と会計局で書類の受渡しを行う中で、書類を紛失した。
- ・ 紛失書類は発見できなかった。
- ・ 誰がどこで書類を紛失したか、紛失の経緯・原因は特定できなかった。

イ 国庫補助金の支出未済

- ・ 会計局において、当該紛失書類に係る ADAMS 上の支出手続がなされていなかった。
- ・ 当該案件について、ADAMS から出力される「支出決定未済一覧表」による支出手続漏れの確認がなされなかった。

(2) 発生の要因

ア チェック機能の不備

- ・ 県土整備局と会計局の双方で、国庫補助金関係の書類の受渡しに関する手続が定められておらず、書類を紛失したことに双方とも気付かなかった。
- ・ 会計局において、支出手続の漏れがないかの確認を行っておらず、当該紛失書類に係る ADAMS 上の支出手続が未済であることに気付かなかった。

イ 組織的管理の不備

- ・ 国庫事務に関する留意事項の引継ぎが不十分であり、県土整備局と会計局で共有していた、年度末に処理する国庫補助金の情報が、会計局において十分に活用されなかった。
- ・ 年度末の事務処理に係るマニュアルに、支出手続漏れがないかの確認をする旨記載があるにもかかわらず、関係職員への周知徹底が十分でなく、事務処理チェックに活かされなかった。
- ・ 年度末に事務が集中し大量の書類を処理する中、職員に対する声掛けや組織として進行管理を行うなど、職員を支援する体制が不十分だった。

ウ 業務の集中

- ・ 会計局会計課決算国費グループでは、年度末に国庫補助金事務が集中し、大量の書類を処理しなければならない中、同時に収入証紙廃止にも取り組んでいた。

5 再発防止策

4 (2) の発生要因に対し、次のとおり再発防止策を講じる。

(1) チェック体制の構築

ア 書類の受渡しを管理する受渡簿の整備（実施済）

受渡簿を整備し、国庫補助金の支払に必要な請求書等の書類の受渡し時に、持込日、受領者、件数、請求金額等を確認した内容を管理することにより、書類の紛失防止を図る。

イ 収入漏れの確認の徹底

〈会計課〉

- ・ ADAMS から出力する支払予定一覧表、受渡簿と支出決定決議書を突合し、請求漏れがないか日々、確認する。（実施済）
- ・ 年度末に向けては、ADAMS から出力する「支出決定未済一覧表」で、確認期間を設け複数回、請求漏れがないか確認することを徹底する。確認期間は組織として対応する体制を整備し、グループライダーが進行管理する。

〈事業所管局〉

会計課が複数回提供する、ADAMS から出力した支出に係る CSV 形式のデータにより、請求漏れがないか確認する。

ウ 収入漏れを防ぐシステムの構築

- ・ デジタル技術を活用し、国庫補助金に係る請求書等の受渡しから支払までの処理状況をデータベース化し、会計課及び事業所管局の双方で、請求書類の受渡日や支払日などを進捗管理できるシステムを構築し、今年度末には試行する（予定）。
- ・ 来年度以降、他県の事例も参考にしながら、国庫補助金に係る情報を集約した、より効率的・効果的なチェックシステムの導入を目指す。

(2) 職員の支援体制の構築

ア 引継ぎの徹底

会計課において、国費事務に係るマニュアルを順守した業務遂行の徹底に加え、年度末の事務処理で留意すべき事項等も含めた引継書を作成し、確実に業務を引き継ぐことを徹底する。

イ 説明会等の実施

再発防止策を「会計ナビ」に掲載するほか、経理所管課長会議、国費会計事務の担当者向けの説明会を実施し、本件に係る再発防止策など留意点を周知する。

ウ マニュアルの再整備

「国費事務等の手引」を見直し、会計課決算国費グループ内で情報共有を徹底するとともに、併せて、事業所管局向けのマニュアルも見直し、全庁的に周知徹底する。

エ 積極的な声掛けの実施（実施済）

会計課において、朝夕ミーティングを通じて、職員の状況を把握するとともに、日頃の業務の中でグループリーダーや幹部職員が声掛けを行い、風通しのよい職場づくりを行う。

(3) 適切に事務執行できる体制づくり

ア 早期事務処理の徹底

補助金の請求ができる段階になり次第、速やかに書類を整え、請求の事務処理を行うことを全庁的に徹底する。

イ 国費事務研修の充実

国費事務担当者向けの研修を実施し、国費の支払に係る基本的な知識や、年度末事務における留意点を周知する。

(4) 人員体制の検討

年度末及び年度始めの国費の請求が集中する時期に、各担当者が支払事務を適切に執行できるよう、請求書類の受渡しや管理簿の入力等を専門に行う非常勤職員を期間限定で配置するなど、人員体制の検討を進める。